

用語解説集

(50音順)

あ	アイドリング	自動車を駐停車させている時に、エンジンをかけたままにしている状態。
あ	新しい地域パートナーシップによる公害防止取組指針	地域の事業者・住民・地方自治体の三者が情報共有とコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、「公害のない、よりよい環境を目指した地域作り」のための取組を行うことを目標に、地域社会の連携の望ましい在り方について国が示した指針。
い	一般環境大気測定局	大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局。一般局の多くは、地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所を選定し設置されている。
え	エコ・ステーション	低公害車の燃料(電気、天然ガス等)を自動車に供給する施設(スタンド)。
え	エコ通勤	周辺道路渋滞や地球温暖化の原因となるマイカー通勤から、公共交通機関での通勤に切り替えるなど、各事業所が主体的に、より望ましい通勤交通のあり方を考える取り組み。
え	エコドライブ	やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなどして燃料の節約に努め、地球温暖化に影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす、環境に配慮した自動車の運転。
え	エネルギーの使用の合理化に関する法律	内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。
か	環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。 環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。
か	環境の保全と創造に関する条例	県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、実効ある施策を盛り込んだ条例。
か	環境ロードプライシング	主として沿道環境の改善を目的として、特定の地域への進入又は特定の道路の通行等に対して課金等を行い交通量を抑制する(課金型)、または有料道路の料金を調整することで、特定の区間での交通需要の調整をはかる(料金調整型)こと。
か	関西FCV・インフラ整備推進連絡会議	国や関係自治体、自動車メーカー、ガス会社等で構成され、関西圏での燃料電池自動車の導入促進や水素供給インフラの整備等について検討している会議。
か	関西グリーン物流パートナーシップ会議	国や関係自治体、荷主企業、物流事業者等で構成され、関西圏での物流分野の二酸化炭素排出量削減に向け、荷主企業と物流事業者の連携した取組を支援することを目的とした会議。
き	98%値	1年間の濃度日平均値を、高い順に並べ、低いものから数えて98%にあたる数値。例えば350日測定をした場合、343番目に低い数値が98%除外値となる。 二酸化窒素の場合、この数値と環境基準を比較することで基準達成の可否を評価する。

き	近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会	国や関係自治体、小売業や運送業者、学識経験者等で構成され、近畿圏での大気環境改善や石油依存からの脱却を目指すべく、天然ガス自動車や電気自動車等の普及を内外に発信することや情報交換等を目的とした協議会。
き	近畿八府県市自動車環境対策協議会	近畿8府県市(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、堺市、神戸市)で構成され、自動車排出ガスによる大気汚染を防止するため、低公害車の普及や啓発活動など、近畿における広域的な自動車排出ガス対策を行っている協議会。
く	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	国等の機関にグリーン購入の取組を義務づけるとともに、地方自治体、事業者、国民にもグリーン購入に努めるべきことを定め、また、事業者、民間団体、国が環境物品に関する適切な情報提供を進めることを定めた法律。
ぐ	グリーン経営	環境負荷の少ない事業運営。 事業者の環境改善努力を客観的に証明・公表し、環境改善への取組み意欲の向上により環境負荷の低減に繋げていくグリーン経営認証制度がある。
ぐ	グリーン配送	環境負荷の少ない車両の使用や環境に配慮した運転等による物品等の配送。
こ	光化学オキシダント	大気中の揮発性有機化合物、窒素酸化物が太陽の紫外線を吸収し、光化学反応で生成した酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。 なお、光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。
こ	公共車両優先システム(PTPS)	バス優先の信号制御、バス専用・優先レーンの設定等により、バスの優先通行を確保することとともに、乗客の所要時間等表示を行い、バスの定時制及び利便性を向上するシステム。PTPSはPublic Transportation Priority Systemの略称。
こ	交通公害低減システム(EPMS)	交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス、交通騒音等を低減し、環境保護を図るシステム。EPMSはEnvironment Protection Management Systemの略称。
こ	交通需要マネジメント(TDM)	交通渋滞の解消のため、需要面に働きかけ、その分散、縮小、平準化を図る試み。TDMはTransportation Demand Managementの略称。
こ	交通情報通信システム(VICS)	FM多重放送や道路上の発信機から車載のカーナビ等に、交通情報を提供するシステムのこと。VICSはVehicle Information and Communication Systemの略称。
こ	交通情報提供システム(AMIS)	運転者に対して渋滞、事故、所要時間、工事、目的地までの旅行時間などの道路交通情報を様々なメディアを通じてリアルタイムに提供することにより、交通流の自立的な分散を促し、交通渋滞の緩和、運転者の心理状態の改善等を図るシステム。ITCS(高度交通管制システム)のサブシステムである。AMISはAdvanced Mobile Information Systemsの略称。
こ	高度交通管制システム(ITCS)	UTMS(新交通管理システム)の中核として、最新の情報通信技術等を駆使した高度な交通管制システム。ITCSはIntegrated Traffic Control Systemsの略称。
こ	高度交通情報システム(ITS)	先端の情報通信技術を用いて、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する交通システム。ITSはIntelligent Transport Systemsの略称。
こ	国際物流戦略チーム	経済界、大学等研究機関、国、関係府県市等で構成され、関西国際空港やスーパー中核港湾「阪神港」等の活用等を図りつつ、陸・海・空一体的な政策の推進を図り、国際物流の効率化を通じた関西経済の活性化を目指す組織。

さ	最新規制適合車	大気汚染防止法等により自動車排出ガスの許容限度が定められており、新車の許容限度は順次強化されている。最新規制適合車は最新の許容限度を満たしている自動車のこと。
じ	自動車運送事業者等の事業者の判断の基準となるべき事項	自動車NOx・PM法に基づき、自動車運送事業者等に対して自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に関して、取組方針の作成と効果の把握、車種規制基準適合車への早期転換、低公害車の積極的導入、適正運転の実施、車両走行量の削減等の事業者が講じるべき措置を国が定めたもの。
じ	自動車運送事業者等以外の事業者の判断の基準となるべき事項	自動車NOx・PM法に基づき、自動車運送事業者等以外の事業者に対して自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に関して、取組方針の作成と効果の把握、車種規制基準適合車への早期転換、低公害車の積極的導入、適正運転の実施、車両走行量の削減等の事業者が講じるべき措置を国が定めたもの。
じ	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	自動車交通が著しく集中し、大気汚染防止法等の措置によっては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の達成が困難な地域を対策地域として指定し、車種規制等の措置により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の確保を図ることを目的とした特別措置法。
じ	自動車点検整備推進運動	国土交通省が、自動車の適切な保守管理を徹底して自動車の不具合による交通事故や公害の防止を図るため、自動車使用者の保守管理意識の高揚し、適切な点検整備の実施を推進する運動。地方運輸局では、点検フェスティバルの開催、整備相談窓口の開設等により、この運動を推進している。
じ	自動車排出ガス測定局	大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局。
じ	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針	自動車NOx・PM法に基づき、国が定める基本方針。対策地域での自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する目標や、総量削減のための施策に関する基本的な事項等を定めるもの。
し	車種規制	トラック・バス等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)及びディーゼル乗用車に関して、特別の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、この基準を満たさない自動車については対策地域内で新規登録できず、また、現在使用中の自動車についても一定の期間を過ぎると、使用できなくなる規制。
じ	ジャスト・イン・タイムサービス	荷受け側の在庫負担の低減を目的としたもので、「必要なものを、必要なときに、必要な量だけ」を輸配送すること。
じ	渋滞交差点解消プログラム	県管理道路の渋滞交差点126箇所を平成21年度からの5ヶ年で半減させることを目標とした計画。交通渋滞の解消のため、バイパス整備や右折車線の設置等を行う。
し	新交通管理システム(UTMS)	警察庁がITS(高度交通情報システム)の実現に向け、個々の車両と交通管理システムとの双方向通信により、ドライバーに対してリアルタイムの交通情報を提供するとともに、交通の流れを積極的に管理し、「安全・快適にして環境に優しい交通社会」の実現をめざすシステム。UTMSはUniversal Traffic Management Systemsの略称。
せ	世界統一試験サイクル(WHTC)	ディーゼル重量車の排出ガスの世界統一試験方法。国際欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラムで策定された。
そ	総合物流施策大綱	コストを含めた国際的に競争力のある水準の物流市場の構築、環境負荷を低減させる物流体系の構築と循環型社会への貢献を目標とした大綱。国が平成17年11月に策定した旧大綱を見直し、平成21年7月に策定した。

た	大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるため、環境省が平成8年度から実施している調査。 3歳児と6歳児を調査対象とし、ぜん息等の呼吸器症状と大気汚染物質濃度との関連性について解析、評価を行う。
た	大気汚染防止法	工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的とした法律。
た	対策地域	自動車交通が集中している地域で、大気汚染防止法の規定による措置(工場、事業場に対する排出規制及び自動車1台ごとに対する排出ガス規制等)等だけでは、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保が困難な地域として、自動車NOx・PM法の規定に基づき国が指定した地域。
ち	窒素酸化物(NOx)	窒素の酸化物の総称。大気中では、その多くが一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO ₂)で構成される。
ち	超低硫黄軽油	硫黄含有量が10ppm以下の軽油。平成17年1月以降、日本全国で供給されている。 硫黄分が少ない軽油は、排出ガス中の粒子状物質(PM)などの発生を減少させる効果がある。
で	ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン	国土交通省が警察等関係機関と協力して行うディーゼル車黒煙低減のためのキャンペーンで、実際に走行している自動車を停車させ、排気黒煙検査等の指導取締りを行うほか、特殊車両通行許可違反の指導取締りや過積載違反等の指導取締りを行う。
で	ディーゼル重量車	車両総重量3.5t超のディーゼル自動車
て	低公害車	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス自動車。
て	低排出ガス車	現在、市販されている自動車の中でも、より窒素酸化物等の排出量の少ない自動車として指定したもの。 国土交通省が低排出ガス車認定実施要領に基づき、最新の排出ガス規制より排出ガス中の有害物質が少ない自動車として認定した自動車。
て	天然ガス	主成分はメタン。天然ガス車の燃料として、圧縮された天然ガスが使用される。都市ガスとして一般家庭で使用されている。
と	トリップエンド	ある地点(出発地)からある地点(目的地)へ移動をトリップといい、トリップの両端のことをトリップエンドという。発生集中量を表す単位として用いる。
に	二次生成粒子	浮遊粒子状物質のうち、排出時はガス状の化学物質が、光化学反応等により粒子化したもの。排出時から粒子状物質であるものは一次粒子という。
に	二酸化窒素(NO ₂)	窒素酸化物(NOx)は物が燃えると必ず発生する。窒素(N ₂)は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素(O ₂)と結合して、一酸化窒素(NO)という気体が発生する。一酸化窒素(NO)は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まるわけではなく、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素(NO ₂)となる。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物(NOx)と呼ぶ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。このため、環境基本法に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められている。

に	2%除外値	1年間の濃度日平均値を、高い順に並べ、高いものから2%までのものを取り除いた数字。例えば350日測定をした場合、8番目(7番目までを除外)に高い数値が2%除外値となる。 浮遊粒子状物質の場合、この数値と環境基準を比較すること等で環境基準達成の可否を評価する。
の	ノーマイカーデー	自動車交通に起因する大気汚染や騒音の防止等を目的に、一定の月日、曜日を定め、自動車の利用自粛と公共交通機関の利用を呼びかける運動。
の	ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)	有料道路の料金所などに設置されたアンテナと自動車に搭載した端末(車載器)で通信を行い、自動車を止めずに有料道路の料金支払いなどを処理するシステム。料金の徴収に必要なコストを削減し、料金所で頻発する渋滞を緩和する目的で開発された。ETCはElectronic Toll Collection Systemの略称。
ね	燃料電池自動車	水素と空気中の酸素を反応させて電気エネルギーを取り出し、そのエネルギーでモーターを駆動させることによって走行する自動車。
は	ハイブリッド自動車	1つの車両で2つの動力を有する自動車で、一般的にはガソリンエンジン又はディーゼルエンジンと電動モーターを併用する自動車。
は	発生集中交通量	ある地点(出発地)からある地点(目的地)へ移動をトリップといい、ある地域から出発するトリップを発生量といい、到着するトリップを集中量という。発生集中交通量は、その地域の発生量と集中量の合計。
は	阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市の7市で構成され、毎月20日をノーマイカーデーとして公共交通機関の利用を呼びかける等の取組を行っている。
は	阪神・播磨地域都市交通環境改善協議会	県、県警、関係市町、バス協会が構成され、「マイバス・マイ電車の日」の取組等を行っている。
ひ	ひょうご環境率先行動計画	県自らの活動に伴う環境負荷を低減させるため、環境負荷の低減を考慮した事務の執行、環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎の建築・維持管理等、環境負荷の少ない製品やサービスの積極的選択を行うことを基本方針とし、温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量化、水使用量の節約、グリーン調達等の推進について数値目標等を定めた計画。
ひ	兵庫県卸売市場整備計画	消費者を起点とした市場機能の充実と革新を図り、兵庫県の卸売市場の地位向上を進め、卸売市場の流通システムの革新を先導することをねらいとした計画。国の卸売市場整備基本方針に基づき県が策定。
ひ	兵庫県公用車に係る低公害車等導入指針	県が公用車を更新又は新規導入する場合、原則、低公害車(燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、低燃費かつ低排出ガス車)を導入することを定めた指針。
ひ	兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	自動車NOx・PM法に基づき、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を策定する際に、計画に定められるべき事項について調査・審議するための協議会。 知事、公安委員会、関係市町、関係地方行政機関、関係道路管理者を含む者で組織される。
ひ	兵庫県大気環境保全連絡協議会	県民、事業者、行政が一体となり、大気環境保全に関する思想の普及や意識の高揚を図ることによって、さわやかですがすがしい大気を保全、創造し、未来にわたって快適な県民生活を確保することを目的とした協議会。 シンポジウム等の普及啓発活動や、大気環境保全に関する関係団体事業に対する協力及び支援等を行っている。
び	微小粒子状物質(PM2.5)	粒子状物質(PM)のうち粒径が2.5マイクロメートル以下のもの。(マイクロメートルは百万分の1メートル)

ふ	浮遊粒子状物質(SPM)	大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」として分類される。SPMIはSuspended Particulate Matterの略称。
へ	平均旅行速度	全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)の一環として行われる一般交通量調査において、調査区間ごとに最も混雑する時間帯及び方向を走行し測定した速度の平均値。
ぼ	ポスト新長期規制	新車のトラック、バス及び乗用車から排出される窒素酸化物(NO _x)及び粒子状物質(PM)の更なる低減を図るために定められた自動車排出ガス規制。2009年10月から新車のディーゼル車などに対して適用が開始された。ディーゼル車は従来の「平成17年度排出ガス規制(新長期規制)」に比べてNO _x を40～65%、PMを53～64%も低減することが定められた。
ま	マイカー一点検教室	各都道府県の自動車整備振興会が実際にクルマを使った日常点検の実施方法等についての講習を行う教室。
ま	マイバス・マイ電車の日	阪神・播磨地域都市交通環境改善協議会が主催し、都市部の渋滞解消、生活インフラである公共交通の維持・活性化を図るため、毎月最終金曜日をマイバス・マイ電車の日とし、マイカーから公共交通への利用転換を呼びかけている。
も	モーダルシフト	トラックによる貨物輸送を、鉄道、船舶等による輸送に転換するなど、輸送のモード(方式)を切り換えること。
り	粒子状物質(PM)	微細な固体または液体。自動車の場合、ディーゼル車の排気口や走行時に摩耗するタイヤやブレーキが発生源である。工場からのばい煙や海塩等自然由来のものもある。PMIはParticulate Matterの略称。
り	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	物流を総合的かつ効率的に実施することにより、物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、関連支援措置等を定めた法律。